

新たに創設された未知の利用方法に対する権利の帰属

弁護士 山本 隆司

送信可能化権確認本訴請求・同反訴請求事件、東京地裁平18(ワ)1769号・12662号、平19・1・19民47部判決、本訴棄却・反訴認容、判例時報2003号111頁

【事実】

X(原告)は、本件アーティストが所属する音楽事務所である。Xは、レコード会社(Y')との間に平成3年ないし5年の間に、本件アーティストの音楽実演を収録する約120曲の音源(A音源)について3件の共同制作原盤譲渡契約を締結し、また、平成6年に、本件アーティストの音楽実演を収録する約20曲の音源(B音源)について原盤譲渡の覚書を締結した。Y(被告)は、平成13年にY'を会社分割して設立された会社であり、上記4件の契約上の地位を承継した。

ところが、平成9年に、著作権法が改正され、レコード製作者に送信可能化権と譲渡権が創設された。上記契約によって、「Xは、本契約に基づく原盤に関しXが保有する一切の権利(本件アーティストおよびXが保有する著作隣接権を含む)を、何らの制限なく独占的にY'に譲渡」していた。Y'およびYは、平成13年以降、A音源およびB音源を配信し、これに対する印税を支払っていたが、平成17年に至り、Xは、上記音源の送信可能化権に関して上記契約による譲渡の対象ではないと主張し始めた。

Xは、東京地裁にA音源に対する送信可能化権の持分1/2保有の確認およびB音源に対する送信可能化権保有の確認を求めて本訴を提起し、Yは、A音源に対する送信可能化権の当該持分1/2保有の確認およびB音源に対する送信可能化権保有の確認を求める反訴を提起した。

争点は、A音源およびB音源に対する送信可能化権の帰属のみである。Xは、

①契約の解釈に関して、契約締結時に送信可能化権は存在していなかったからこれを譲渡する意思は当事者になかった、②送信可能化権はレコード製作者の権利保護を強化するために創設されたものであるから、その移転を容易に認める解釈は法改正の趣旨を没却する、③音楽配信に対する印税は、送信可能化権の移転の対価としては不適正である、④著作権法61条2項が特掲のない限り27条・28条の権利を著作者に留保する立法趣旨からすれば、著作権の全部譲渡が契約内容となっている場合でも、譲渡の対象となる権利は締結当時既知でかつ法律上承認された利用権能に限られると解すべきである、などと主張した。

他方、Yは、①契約の解釈に関して、譲渡の対象に「一切の複製・頒布権」が包含されることが明記され、「頒布」に「放送、有線放送（有線送信）、上映を含む」ことが例示されているから、音楽配信はその「頒布」概念に含まれると解される、②昭和61年の法改正前においては、「有線放送権」の概念に、平成9年の法改正前においては、「有線送信権」の概念に、もともとインターネット配信は含まれていたところ、平成9年の法改正で、それまで存在していた権利の代替的な権利をして送信可能化権が認められたものにすぎない、③平成18年1月の文化審議会著作権分科会報告書（契約・利用ワーキングチーム）によれば、未知の利用方法が利用契約の対象に含まれていると解すべきかどうかの判断に当たっては、著作権者が十分な対価を得ていると評価されるか否かが重要であると指摘するところ、Xは音楽配信に対して印税の支払を受けている、④原盤譲渡契約においては、レコード会社が一切の権利の譲渡を受け、原盤の利用につき実演家および所属事務所に印税を支払うという慣行が音楽業界に確立している、などと主張した。

東京地裁は、本訴を棄却し、反訴を認容する判決を下し、Xが控訴したが、控訴審において和解が成立した。

【判旨】 本訴棄却・反訴認容

1 著作隣接権の原始的保有者について

判決は、以下のとおり論じて、A音源についてレコード製作者としての著作隣

接権の 1 / 2 の持分および B 音源についてレコード製作者としての著作隣接権の全部が原始的に X に帰属したと判示する。

「著作権法上、レコード製作者とは、『レコードに固定されている音を最初に固定した者をいう。』（著作権法 2 条 1 項 6 号）と定義されているから、レコード（同法 2 条 1 項 5 号）に入っている音を初めて蓄音機用音盤、録音テープその他の物に固定した者、すなわち、レコードの原盤の制作者を指すものと解される。そして、レコード製作者であるためには、いかなる方式の履行をも要しないものであるが（同法 8 9 条 5 項）、物理的な録音行為の従事者ではなく、自己の計算と責任において録音する者、通常は、原盤制作時における費用の負担者がこれに該当するというべきである。また、レコード製作者が誰かについては、原盤制作と同時に原始的に決定されるべきものであり、原盤制作後の後発的な費用負担の変更等によって、レコード製作者たる地位そのものが変わることはないものと解される。」

2 送信可能化権の譲渡について

(1) 契約解釈方法論について

「本件各契約における権利譲渡条項については、当該条項の文言自体及び本件各契約書中の他の条項のほか、契約当時の社会的な背景事情の下で、当事者の達しようとした経済的又は社会的目的及び業界における慣習等を総合的に考慮して、当事者の意思を探求し解釈すべきものである。」

(2) 条項の文言および他の条項について

「本件各契約の第 6 条の文言は、前記…認定のとおり、各柱書において、原盤に関して X の有する権利（X と本件アーティストの著作隣接権又は X の著作権を含む）を『何らの制限なく独占的に』 Y' に譲渡するというものであり、そこには、X の下に権利の一部を留保するような文言上の手掛かりはない。」

(3) 当事者の契約の目的について

「XとY’の双方が本件各契約において意図した内容は、前記…のとおり、Xがレコード製作者としての著作隣接権を含む一切の権利を譲渡し、Y’が自由で独占的な経済的利用をする一方で、その収益をXに還元することにある。このような当事者の意図や目的において、本件各契約の締結当時、著作権法上、レコード製作者の著作隣接権として、具体的にいかなる権利が定められているかは問題とされず、Y’に当該レコード原盤の自由で独占的な経済的利用を可能ならしめるため、これに係る一切の権利を移転させ、その反面において、対価的な印税の支払を約束したものである。」

(4) 音楽業界における慣行について

「前記…認定のとおり、我が国のレコード音楽業界において、原盤に収録された音源に関し、レコード会社が実演家及びレコード製作者の著作隣接権を含む一切の権利の譲渡を受け、他方で原盤の利用に関して印税を支払うことは、長年にわたる慣行として確立しており、このような関係を前提として、今日まで、原盤ビジネスが展開されていることが窺える。そして、この関係は、レコード原盤を基本単位として、レコード会社がコントロール権を保有し、実演家と所属事務所とが報酬請求権を保有するという図式でも説明されており、音楽業界の構成員である実演家、所属事務所及びレコード会社の三者間において、これまでに構築されてきた相互の役割や力関係を反映した特有の経済的な合理性の1つのあらわれと解することができる。」

(5) 譲渡の対価性について

「なお、本件各契約の第6条の趣旨を前記…のように解するとすれば、新たに譲渡の対象となる送信可能化権についても、その対価性が確保されていることが必要である。

この点、音源配信に係る印税支払については、…一定の算定式に従った印税が支払われて…いる。Xは、この算定式自体に対して、不満を持ち、前記…認定のとおり、適正な利益配分を求める申入れをしたものと窺えるが、音源の配

信数に応じて支払われるものであることに変わりがなく、このような算定方法に依っていることは、従前のCD等の販売の枠組みとの整合性を保つ上で、やむを得ないところでもある。

そうすると、送信可能化権を譲渡対象とした場合においても、音源配信による比例的な対価の支払がされているから、従前のCD等の販売に準じて対価性がなお維持されているとみることができる。」

(6) 結論

「以上のとおり、① 本件各契約には、原盤に関しXの有する『一切の権利』を『何らの制限なく独占的に』譲渡する旨の規定があること、② それにより、レコード会社であるY'において原盤に対する自由でかつ独占的な利用が可能となったこと、③ そこでは著作隣接権の内容が個々に問題にはならず、原盤に対する自由でかつ独占的な利用を可能ならしめるための一切の権利が問題になっていること、④ 他方、アーティストの所属事務所であるXは、レコード会社から収益を印税の形で受け取り、レコード製作者の権利の譲渡の対価を収受することができること、⑤ このような関係は、音楽業界において長年にわたる慣行として確立していること、これらの事情を総合的に考慮すれば、本件各契約により、原盤に関してXの有する一切の権利が何らの制約なくY'に譲渡されたものと解される。すなわち、平成9年法律第86号により創設された送信可能化権についても、本件各契約の第6条の包括的な譲渡の対象となり、上記改正法が施行された平成10年1月1日の時点で、A音源の持分2分の1とB音源の全部について、いったん、レコード製作者たるXの下に付与されたものが、同時に、本件各契約の第6条により、そのままXからY'に譲渡され、後にYに承継されたことになる。」

3 Xの主張について

判決は、Xの主張に対しても個々に論ずるが、以下ではライオン丸事件との関係についての判示のみを紹介する。

「Xは、契約で定めた『放送権』に『衛星放送権』も『有線放送権』も含まれないと判断した東京高裁平成15年8月7日判決（ライオン丸事件）が参考になると主張する。しかし、同判決は、著作権の一部譲渡の事案であって、包括的な全部譲渡を目的としたものではなかったため、契約文言中の『放送権』の内容をめぐる当事者の意思解釈が結論を左右したものであり、同じく権利の譲渡を問題とするものではあるが、本件のように当初から包括的な全部譲渡を目的とする契約の場合とは、おのずと当事者の意思解釈の手法や内容が異なるというべきである。また、レコード製作者が誰かについては、原盤制作と同時に原始的に決定されるべきものであり、原盤制作後の後発的な費用負担の変更等によって、レコード製作者たる地位そのものが変わることはないものと解される。」

【評釈】

1 レコード製作者の意義について

(1) レコード製作者の定義

レコード製作者は、「レコードに固定されている音を最初に固定した者」と定義されている（著作権法2条1項6号）。一般的に、「固定した者」の意義を「物理的な意味での録音者（録音機器の操作者）では必ずしもなく、録音行為に法律的な主体性を有する者のこと」と解されている（加戸守行「著作権法逐条講義5訂新版」（著作権情報センター、2006年）28ページ）。

他方、本判決は、レコード製作者の意義について、「自己の計算と責任において録音する者、通常は、原盤制作時における費用の負担者がこれに該当するというべきである。」と判示する。この判示の意味するところは、前記の一般的な解釈と同じか。

(2) 録音行為に法律的な主体性を有する者の意義

「録音行為に法律的な主体性を有する者」とは何を意味するのか。というのは、「録音行為」は法律行為ではなく事実行為である。法律行為であれば、「法律的

な主体性を有する者」とはその行為の名義人ということで、意義が明らかである。しかし、事実行為には行為の名義人は存在しない。事実行為である録音行為に「法律的な主体性を有する者」の意味として考えられるのは、(i) 調達契約上の主体＝録音行為を実施するために必要な労力・機器・サービスを調達する契約を自分の名前で締結してその法律上の権利義務の主体になる者（「映画製作者」の意義と同様の解釈）か、(ii) 不法行為責任上の主体＝録音行為を実際に行う者（録音機器の操作者）に対して指揮監督関係にある者（民法 7 1 5 条の使用者として不法行為責任を負う者）か、(iii) 著作隣接権帰属の主体＝録音行為によって生ずる権利の主体になる者か、である。

(ii)の解釈は、不法行為責任が第 1 次的には被用者に帰するから、第 1 次的には被用者を「法律的な主体性を有する者」を認めることになる。また、民法 7 1 5 条の責任の根拠が報償責任（利益の存するところに損失も帰する）にあつて、被用者を使用する利益が使用者に帰する点においては、(ii)の調達契約のすべてに当てはまることとなる。したがって、(ii)の解釈は、あまり役に立たない。

(iii)の解釈は、録音行為によって生ずる権利の主体が録音行為によって生ずる権利の主体になるというトートロジーに帰結するので、あり得ない。

したがって、「録音行為に法律的な主体性を有する者」とは、録音行為を実施するために必要な労力・機器・サービスを調達する契約を自分の名前で締結してその法律上の権利義務の主体になる者を意味すると解釈するのが妥当と思われる。

(3) レコード製作者の範囲

物理的な意味での録音者（録音機器の操作者）Aが、①Bとの雇用契約に基づいて録音する場合、②Bとの派遣契約に基づいて録音する場合、③Bとの請負契約に基づいて録音する場合、④Bとの共同原盤制作契約に基づいて録音する場合、それぞれBはレコード製作者に該当するのか。

以上のように、「録音行為に法律的な主体性を有する者」とは、録音行為を実施するために必要な労力・機器・サービスを調達する契約を自分の名前で締結し

てその法律上の権利義務の主体になる者を意味すると解すると、前記の①②③のいずれの場合であっても、Bが、録音行為の実施に必要な労力(A)を調達する契約を自分の名前で締結するから、レコード製作者に該当すると解される。③Bとの請負契約に基づいて録音する場合であっても、レコーディングにおいて、録音機器の操作をレコーディング・エンジニアやミキサーに委託するが、このようなレコーディング・スタッフをレコード製作者とみるよりは、これに使用するBをレコード製作者とみるのが妥当と思われる。

では、④の共同原盤制作契約の場合、レコード製作者は、だれか。以上のような理解の上に立てば、共同原盤制作契約において、当事者双方が録音行為を実施するために必要な労力・機器・サービスを調達する契約を両社の共同名義で行う場合には、当事者双方がレコード製作者に該当することになるろう。

しかし、音楽業界で、レコード会社とプロダクションとの間で共同制作原盤譲渡契約(=共同原盤制作契約+原盤譲渡契約)が締結される場合、通常、レコード会社が録音行為に必要なスタジオ、機器、レコーディング・スタッフなどの調達を自分の名義で契約し費用を支払った上で、その費用の約定負担割合をプロダクションに請求することが行われている。この場合には、レコード会社がレコード製作者であり、プロダクションはレコード製作者ではないこととなるろう。

(4) 本判決の検討

本件の事案でも、上記と同じくレコード会社が録音行為に必要なものの調達契約を締結する形態であったと思われる。しかし、裁判所は、以上の点については事実を認定せず、前記のとおり「自己の計算と責任において録音する者、通常は、原盤制作時における費用の負担者がこれ【レコード製作者】に該当する」との解釈に立ち、レコード会社とプロダクションの双方をレコード製作者と認定した。

この解釈によれば、録音行為時において、その費用を負担する者はすべてレコード製作者となる。すなわち、前記設例の①ないし④の場合はもちろん、たとえば、企業Aが自社CM用のレコード「制作」を企画し、費用の一切を負担する約

定で、レコード会社Bにその制作一切を委託し、Bが録音行為に必要なスタジオ、機器、レコーディング・スタッフなどの調達を自分の名義で契約した場合でも、B（＝法律的な主体）ではなくA（＝費用負担者）がレコード製作者に該当することになる。しかし、この結論は、あまりに著作権法2条1項6号の定義規定（「レコードに固定されている音を最初に固定した者」）から外れるのではないかと。したがって、本判決のこの解釈は、妥当ではないように思われる。

なお、映画製作者は、「映画の著作物の製作に発意と責任を有する者をいう」と定義され（著作権法2条1項10号）、その意義は、「映画の著作物を製作する意思を有し、同著作物の製作に関する法律上の権利・義務が帰属する主体であって、そのことの反映として同著作物の製作に関する経済的な収入・支出の主体ともなる者のことである」（超時空要塞マクロス事件・東京高判平15・9・25最高裁HP）と解されている。すなわち、行為に対する主体性を主として法律的な主体性と捉えており、経済的な主体性はその結果として捉えている。行為に対する法律的な主体性と経済的な主体性が一致しない場合、法律的な主体性に基いて原始的権利者を確定し、経済的な主体性＝費用の負担はその権利の移転の対価としてみれば足りると思われる（もちろん、法律的な主体性の所在が不明確な場合には、行為に対する主体性を、経済的な主体性から、補充的に捉えることになるが）。

同様に、レコード製作者についても、行為に対する法律的な主体性と経済的な主体性が一致しない場合、録音行為に対する法律的な主体性に基いて原始的権利者を確定し、費用の負担だけなら、原始的に取得された権利の移転の対価としてみれば足りると思われる。だとすると、本判決が、費用の負担だけを見て、法律的な主体性の所在を考慮しなかったのは、適切ではなかったように思われる。

2 送信可能化権の帰属について

(1) 法律行為の解釈とは

本件では、「原盤に関し保有する一切の権利を何らの制限なく独占的に譲渡す

る」との合意の意味について、契約時に存在しなかった送信可能化権が譲渡の対象に含まれるのか否かを確定することが、必要であった。

広く、著作権の譲渡においては、①著作者 X が利用者 Y との間に X の保有するすべての著作権を譲渡すると合意した場合に、特定の支分権が Y への譲渡の対象に入るのか、②著作者 X が利用者 Y との間に X の保有するすべての著作権を譲渡すると合意した場合に、合意後に著作者の権利として新たに創設された権利が Y への譲渡の対象に入るのか、③著作者 X が利用者 Y との間に X の保有するすべての著作権（複製権を含む）を譲渡すると合意した場合に、合意後に新たに出現した技術による著作物の利用方法（たとえば新たな複製媒体の利用）も Y への譲渡の対象に入るのか、といった解釈上の問題がある。

(2) ドイツの譲渡目的論

ドイツにおいては、譲渡目的論という解釈準則に従って、基本的に著作者 X に有利な解釈が採られる。譲渡目的論は、「包括的な権利処分を定めた契約文言は、当事者意思に合致しないという推定がなされ、逆にこの推定に反して権利取得を主張する者が、これを立証しなければならないこととなる」解釈準則であり、その背景として、(1)「著作権は、いわば可能な限り著作者のもとに留まろうとする傾向を持つ」という一元論のもとにおけるウルマーの定式と、(2)「著作者は、著作物から引き出されたあらゆる経済上の利益を分配されるべきである」とする著作者関与の原則がある、といわれる（渡邊修「著作権契約の解釈準則」『著作権研究 No.32(2005)』（有斐閣、2007 年）63 頁以下）。

譲渡目的論は、その一部がドイツ著作権法 31 条 4 項、5 項に立法化されている。同 31 条 4 項は、「未知の利用方法に対する利用権の許与及びこれに対する義務づけは、無効とする。」と規定する。また、同 31 条 5 項は、「利用権を許与するに際して、利用方法が明確にひとつひとつ表示されていない場合には、両当事者が基礎とした契約目的に従い、利用権がいかなる利用方法に及ぶかが決定される。利用権が許与されたか否か、通常利用権か排他的利用権か、利用権及び禁止権はいかなる範囲に及ぶか、並びに利用権はいかなる制限に服するかにつ

いても、同様とする。」と規定する。

したがって、ドイツの譲渡目的論によれば、①の問題については、ドイツ著作権法 31 条 5 項に基づいて、譲渡の対象は、「すべての著作権」との合意にかかわらず、当事者が具体的に予定していた最小限の利用方法に対する権利に限定されることになろう。②の問題については、同 31 条 4 項に基づいて、新たに創設された権利は譲渡の対象には入らないこととなろう。また、③の問題については、新たな利用方法は、「明確にひとつひとつ表示されていない場合」(同 31 条 5 項)であるから、やはり、譲渡の対象には入らないこととなろう。

日本においても、前述のような解釈問題をドイツの譲渡目的論に従って解決すべきとの見解も存在する(半田正夫「著作権法概説第 13 版」(法学書院、2007 年) 179 頁)。

(3) 日本法における解釈の標準

他方、①ないし③のいずれの問題も、日本においては、著作権法 27 条および 28 条の権利を除いて、合意における当事者意思の解釈に委ねられる。著作権法 27 条および 28 条の権利については、譲渡の対象として「特掲」されなければ、X に留保されるものと推定するとの規定(61 条 2 項)が著作権法に置かれている。しかし、推定でしかないので、当事者の意思解釈によってはその推定も覆される場合がある(たとえば、振動制御システム事件・東京地判平 17・3・23 判時 1894・134)。

多くの国においては、立法上、合意の解釈準則を規定している。ボアソナード起草のわが国旧民法も解釈準則を定めていた(356 条ないし 360 条)。しかし、現行民法は、比較法的にはかなり特徴的なことに、合意の解釈準則を定めていない(野村豊弘「法律行為の解釈」星野英一編集代表『民法講座第 1 巻民法総則』(有斐閣、1984 年) 302 頁)。

「法律行為の解釈」は、法律行為の内容の確定(狭義の法律行為の解釈)のほか、当事者の意思表示のない部分について法律行為の内容を補充すること(補充的解釈)や、当事者の表示のままに法的効果を認めると条理に反すると判断さ

れる場合に法律行為の内容を修正すること（修正的解釈）がある（四宮和夫「民法総則（第三版）」（弘文堂、1982年）157頁以下）。補充的解釈は、慣習、次いで、法規（任意規定）、次いで条理を標準とし、修正的解釈は主として条理を標準とするといわれる（同159頁）

狭義の法律行為の解釈については、通説的見解は、法律行為の解釈とは、表意者のかくれた真意（内心的効果意思）を探求することではなく、表示行為の有する意味を明らかにすることであり、その標準として、(i)当事者の目的、(ii)慣習、(iii)任意法規、(iv)誠実信義の原則を挙げる（我妻栄「新訂民法総則」（岩波書店、1965年）249頁以下）。

そして、当事者の目的について、「当該の法律行為によって当事者の達しようとした経済的または社会的目的を捉え、法律行為の全内容をこの目的に適合するように解釈することが、法律行為解釈の第一の標準である。」（同250頁）という。

また、慣習について、「取引をする者は、普通には、その慣習に従う意思で契約するものだから、その契約内容はその慣習の内容に従って解釈されなければならない。」（同251頁）という。

(4) 合意後に発生する権利を譲渡することの可否

本件の原告は、契約締結時に送信可能化権は存在していなかったからこれを譲渡する意思は当事者になかった、と主張した。

そもそも、将来発生する権利の譲渡が可能か。裁判例は、かつては、発生する蓋然性があるものでなければ譲渡できない、としていた（最判昭53・12・15裁判集民125・839以降の下級審裁判例）が、現在の判例（最判平11・1・29民集53・1・151）は以下のように発生の蓋然性を不必要としている。

「将来発生すべき債権を目的とする債権譲渡契約にあつては、契約当事者は、譲渡の目的とされる債権の発生の基礎を成す事情をしんしゃくし、右事情の下における債権発生の可能性の程度を考慮した上、右債権が見込みどおり発生しなかった場合に譲受人に生ずる不利益については譲渡人の契約上の責任の追及

により清算することとして、契約を締結するものと見るべきであるから、右契約の締結時において右債権発生の可能性が低かったことは、右契約の効力を当然に左右するものではないと解するのが相当である。」

すなわち、契約締結時に送信可能化権は存在していなかったことおよびその権利創設の蓋然性がなかったこと自体は、送信可能化権が譲渡の対象に入らないとの理由にはならない。したがって、あくまでも、約締結時には存在していなかった送信可能化権の譲渡があったか否かは、合意における当事者意思の解釈によって決せられることになる。

(5) 本判決の検討

本判決は、契約解釈の方法として、「本件各契約における権利譲渡条項については、当該条項の文言自体及び本件各契約書中の他の条項^①のほか、契約当時の社会的な背景事情^②の下で、当事者の達しようとした経済的又は社会的目的^③及び業界における慣習^④等を総合的に考慮して、当事者の意思を探求し解釈すべきものである。」という。しかし、その具体的な認定方法を見ると、契約の文言(①)と音楽業界におけるビジネスモデル(②④)を手がかりに、当事者が契約で達しようとした目的(③)を捉え、その目的から、譲渡合意に対する隠れた当事者の意思ではなく、譲渡合意の意思表示の意味を解釈している。したがって、①ないし④を「総合的に考慮」したかどうかはともかく、本判決の採った契約解釈の方法は、結局、通説的見解に従ったものと評価されよう。

(6) 譲渡の対価が一時金であった場合の帰結

なお、本判決は、送信可能化権の譲渡に対して対価性の確保が必要であるとし、本事案においては送信可能化権の利用に対する印税支払いによってその確保がなされていると判示した。では、本事案において、レコード製作者の権利全部の譲渡の対価が一時金であった場合には、特に送信可能化権の譲渡に対する対価が存在しないことになるので、譲渡の対象に送信可能化権が含まれていないと解されるのか。

レコード製作者の権利全部の譲渡を受けたレコード会社Yは、レコード（音源）の利用に関してすべての市場をコントロールできる排他的権利を保有することを前提として、レコード（音源）の宣伝広告に多大な費用を投下する。もし、レコード（音源）の利用に関して非独占的権利しか持っていなければ、レコード（音源）の宣伝広告に多大な費用を投下しても、その直接的恩恵を他のレコード（音源）の利用者がただ乗りできることになるので、Yは、レコード（音源）の宣伝広告に多大な費用を投下することを行わない。このように、「市場支配権を持つ独占的ライセンシーのビジネスモデル」と「市場支配権を持たない非独占的ライセンシーのビジネスモデル」とは、全く異なる。

ところが、明らかに譲渡の対象に含まれる複製権（→CDの販売）と、問題の送信可能化権（→音楽配信）とは、市場において代替関係にある。したがって、もしYが送信可能化権を保有しないとすれば、契約の前提であった「市場支配権を持つ独占的ライセンシーのビジネスモデル」が崩れることとなる。このように当事者が契約で達しようとした目的は、「市場支配権を持つ独占的ライセンシーのビジネスモデル」であるから、送信可能化権が譲渡の対象に含まれていると解さなければ、その目的を達することができなくなる。したがって、少なくとも送信可能化権については、譲渡の対価が一時金であった場合でも、譲渡の対象に含まれていると解すべきであろうと思われる。

以上